

# いじめ防止等のための学校基本方針

令和4年4月改定

丹波市立山南中学校

## 1 いじめの防止等に関する基本的な方針

### (1) いじめの定義

いじめとは「生徒等に対して、当該生徒等が在籍している学校に在籍している等当該生徒等と一定の人的関係にある他の生徒等が行なう心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった生徒等が心身の苦痛を感じているもの」をいう（いじめ防止対策推進法第2条）。

### (2) 基本理念

いじめが、生徒の人権及び名誉を著しく毀損するとともに、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるばかりでなく、その生命又は身体に危険を生じさせる恐れがあることをふまえ、学校においては、いじめ防止のために総合的・組織的な対策を講じる。

### (3) いじめの禁止

生徒は、学校の内外を問わず決していじめを行ってはならない。また、いじめを見過ごしてはならない。

### (4) 学校及び教職員の責務

学校は、学校の内外を問わずいじめが行われることなく、全ての生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、いじめ防止のための対策を講じる。また、全教職員は、全力を挙げていじめの未然防止、早期発見・早期対応、再発防止等、いじめ防止に努める。特に早期発見については、生徒の変化を観る目を養い、いじめの兆候を決して見逃さないよう努める。

### (5) いじめの態様

- ①冷やかしかからかい、悪口や脅し文句等、嫌なことを言われる。
- ②仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ③軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ④ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ⑤金品をたかられる。
- ⑥金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ⑦嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ⑧パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

（文部科学省「いじめ防止等のための基本的な方針」より）

### (6) いじめの基本認識

- ①いじめはどの子どもにも、どの学校でも起こり得るものである。
- ②いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- ③いじめは大人には気づきにくいところで行われることが多く発見しにくい。
- ④嫌がらせやいじわる等、多くの児童生徒が入れ替わりながら加害も被害も経験する。
- ⑤暴力を伴わないいじめであっても、繰り返されたり、集中的に行われたりすることにより生命、身体に重大な危険が生じる。
- ⑥いじめは、その態様により暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する。
- ⑦いじめでは、加害・被害の二者関係だけでなく、いじめを助長する観衆、いじめに暗黙の了解を与えてしまう傍観者も存在する。この傍観者から仲裁者への転換を促すことが重要である。

平成29年8月兵庫県教育委員会「いじめ対応マニュアル」改訂版より

## 2 学校の取組方針及びその内容

### (1) 基本方針

- ①全教育活動を通じて「いじめは絶対に許さない学校」づくりを推進するとともに、生徒・教職員・保護者・地域が一丸となって、全力でいじめ防止に努める。
- ②学級・学年・部活動等が望ましい集団であるよう指導の充実を図るとともに、生徒一人ひとりの自己有用感・自己存在感の育成に努める。
- ③生徒の豊かな情操と道徳心を培うとともに、自他共に尊重する精神を養うために、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動の充実を図る。
- ④いじめ防止対策については「予防」「対応」「相談」「連携」「組織」「啓発」の6つの観点から基本的な対策を講じるとともに、特にインターネットを通じて行われるいじめに対する対策については別に項目を設ける。

### (2) いじめの防止等の対策のための組織について

- ①この基本方針の遂行に関して中心的役割を担う「いじめ対応チーム会議」を設置し、メンバーを校長、教頭、生徒指導担当教員、学年生徒指導係、生徒支援担当教員、養護教諭とする。必要な場合は、学級担任、学年主任、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、丹波市教育委員会「学校いじめゼロ支援チーム」等を交えた拡大の委員会を設置する。
- ②「いじめ対応チーム会議」は「生徒指導委員会」を兼ね、週1回の定期開催を通して、学校全体の情報交換と対応協議等を行う。
- ③「いじめ対応チーム」の主な活動は以下のとおりである。
  - ・いじめ問題に関する実態の把握と情報交換・共通理解
  - ・いじめ防止等のための年間指導計画の策定と検証
  - ・「いじめ実態調査」アンケートの実施
  - ・いじめが発生した場合の事実確認、方針決定、支援・指導を組織的に行う
  - ・教職員のいじめに関する研修の立案・実施
  - ・その他いじめ防止、早期発見・早期対応、解決、再発防止等について必要な事項
  - ・いじめに関するアンケート調査等資料は、丹波市いじめ防止基本方針の定めるところにより保管および廃棄を行う。

### (3) いじめの未然防止のために

- ①学級・学年・部活動等での望ましい仲間づくりを推進するとともに、道徳の時間や体験活動、及び人権教育の充実を図る。
- ②生徒たちの変化を適切にとらえるために、定期的に「生活アンケート」や「いじめ実態調査アンケート」、教育相談を実施するとともに、毎日の生活ノート等の有効活用を図る。
- ③教職員は、いじめの兆候をいち早く察知するために、平時から生徒との関わりを深めるとともに、いじめの兆候を察知した場合は、すみやかに「いじめ対応チーム」と連携し、その情報を管理職及び全教職員で共有するよう努める。
- ④生徒相互及び生徒と教職員のコミュニケーションの確立を図る。
- ⑤保護者と教職員の信頼関係の確立を図る。
- ⑥生徒にとって「わかる・できる授業づくり」に努める。
- ⑦家庭や地域への発信に心がけ、連携を深める。

(4) いじめの早期発見のために

- ①いじめの早期発見のために、日頃から温かくて規律ある学級・学年経営に努め、教職員と生徒たちとの信頼関係を深める。
- ②いじめは大人が気づきにくいところで行われることや、被害生徒からの直接の訴えがないことが多いこと、また、いじめられている生徒は周りに相談できない状況にあること等について、常に教職員が意識を高めるよう研修を行い、生徒やグループ内の小さな変化にも気づく能力を養うよう意識してOJT等を進める。
- ③生徒たちに関わる全ての教職員が情報を共有し、家庭や地域、関係機関とも連携して情報を収集するよう努める。
- ④いじめアンケートより「いじめに遭った時、相談しない」「いじめを見た時、何もしない」生徒の割合が高い状況があり、傍観者にならない取組を生徒会と協同で推進すると共に、生徒・保護者・教職員に対し、困ったことがあればすぐに相談できる関係づくり・体制づくりに努める。
- ⑤常に生徒たちの活動する場には教職員がつき、生活の様子に目を配るとともにグループ内の人間関係等の小さな変化にも気付くよう心がける。
- ⑥定期的に生活アンケートやいじめに関するアンケート、個人面談等を実施し、考察や検証を行いながら生徒の実態把握と生徒に寄り添った親身な教育相談に努める。

(5) いじめに対する措置のために

- ①いじめが予見または認知された場合は、速やかに適切な初期対応を行い、「いじめ対応チーム会議」を招集し、正確な事実確認を行う。
- ②被害生徒を徹底して守ることを基本に、対応の方針を決定し、早期解決を図るよう全教職員で共通理解をしたうえで支援・指導を行う。
- ③常に被害者の立場に立った対応を心がける。いじめの事実確認については、被害生徒⇒周囲の生徒⇒加害生徒の順で可能な限り複数の教職員で聞き取りを行い、記録を取る。その後事実が確認できた時点で被害生徒の保護者等への適切な情報提供を行う。
- ④対応の各段階においては以下の点に留意し、問題の本質的な解決まで継続的に対応する

段 階	留 意 点
第1段階：事実把握	○正確で偏りのない事実調査 ○事実確認は、被害生徒⇒周囲の生徒⇒加害生徒の順で行い、被害生徒を徹底して守る ○事案の全体像の把握 ○管理職へのすみやかな情報伝達
第2段階：方針決定	○指導・支援のねらいの明確化 ○教職員の役割分担 ○全教職員の共通理解
第3段階：指導・支援	○被害者の心情理解 ○原因の把握 ○加害者の反省 ○被害者と加害者の共通理解、保護者との連携
第4段階：継続支援・再発防止	○正確な経過観察 ○再発防止 ○当事者、保護者への継続支援

## (6) 重大事態への対応について

I いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき

- ・児童生徒が自殺を企図した場合
- ・身体に重大な傷害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合 等

II いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間（年間30日以上または一定期間連続して欠席している場合）学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

ただし、学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とは言えない」と考えたとしても、児童生徒や保護者から、「いじめにより重大な被害が生じた」という申立てがあったときは、重大事態として捉える必要がある。

### ①重大事態発生の報告と調査

- ・重大事態が発生した場合は、丹波市教育委員会を通じて市長へ事態発生について報告する。
- ・必要に応じて専門機関や警察等、関係機関への通報を行い、支援を要請する。
- ・重大事態の調査は学校または市教育委員会が行う。学校主体の調査では「調査の趣旨」に基づく成果が得られないと判断した場合や、学校の教育活動に支障が生じるおそれがあるような場合は、丹波市教育委員会において調査する。

### ②学校が調査主体になる場合の調査

- ・「いじめ対応チーム会議」を中心とした組織が調査する。
- ・いじめられた生徒からの聴き取りが可能な場合は、いじめの様子や生徒の人間関係等について十分に聴き取る。他の生徒や教職員にも聴き取り調査を行う。いじめられた生徒や情報提供した生徒を守ることを最優先する。
- ・いじめられた生徒からの聴き取りが不可能な場合は、当該生徒の保護者の要望や意見を聞いた上で、今後の調査について協議し、調査する。他の生徒や教職員に聴き取り調査を行う。
- ・被害生徒について、いじめの解決が困難な場合、又は解決しても登校が困難など、学校生活に著しい支障を来す場合は、被害生徒の今後について丹波市教育委員会と協議する。
- ・加害生徒について、改善がのぞめず被害生徒の学校生活に著しい支障を来す場合は、加害生徒の今後について丹波市教育委員会等と協議する。
- ・いじめの行為が刑法等に抵触する場合（暴行・傷害等）は、速やかに警察に通報し、厳正に対処する。

### ③調査結果の提供及び報告

- ・調査結果は丹波市教育委員会を通じて市長に報告する。
- ・いじめを受けた生徒やその保護者に調査の結果明らかになった事実関係を報告する。関係者の個人情報には十分配慮する。
- ・学校が情報提供する場合は、丹波市教育委員会の指導、支援を受ける。

(7) 家庭・地域・関係機関との連携のために

- ①三者懇談、PTA活動、オープンスクール及び部活動保護者会などあらゆる機会を利用して、保護者へのいじめに関する現状や本校の対応方針等を伝えるよう努める。
- ②学校ホームページに、いじめ防止のページを設け、保護者・地域等に対し適宜適切な情報を提供するよう努める。
- ③学校ホームページ等を通じた適切な情報提供に努めるとともに、積極的に地域行事等に参加することにより、地域住民との連携を深めるものとする。
- ④普段から警察等への連絡・相談等を実施することにより、関係機関との連携を十分に深めておくものとする。

### 3 インターネットを通じて行われるいじめに対する対策

インターネットを通じて行われるいじめについては、把握することが困難であるばかりでなく、一度発生した場合、事態の広域化・複雑化・長期化が懸念されることから、十分な対策を講じるものとする。

(1) 学校で実施する対策

- ①情報モラル教育の充実に努め、インターネット社会の功罪について確かな理解を図る。
- ②携帯電話、スマートフォン等の校内への持ち込み及び校内での使用を禁止する。

(2) 家庭に対して行われる対策

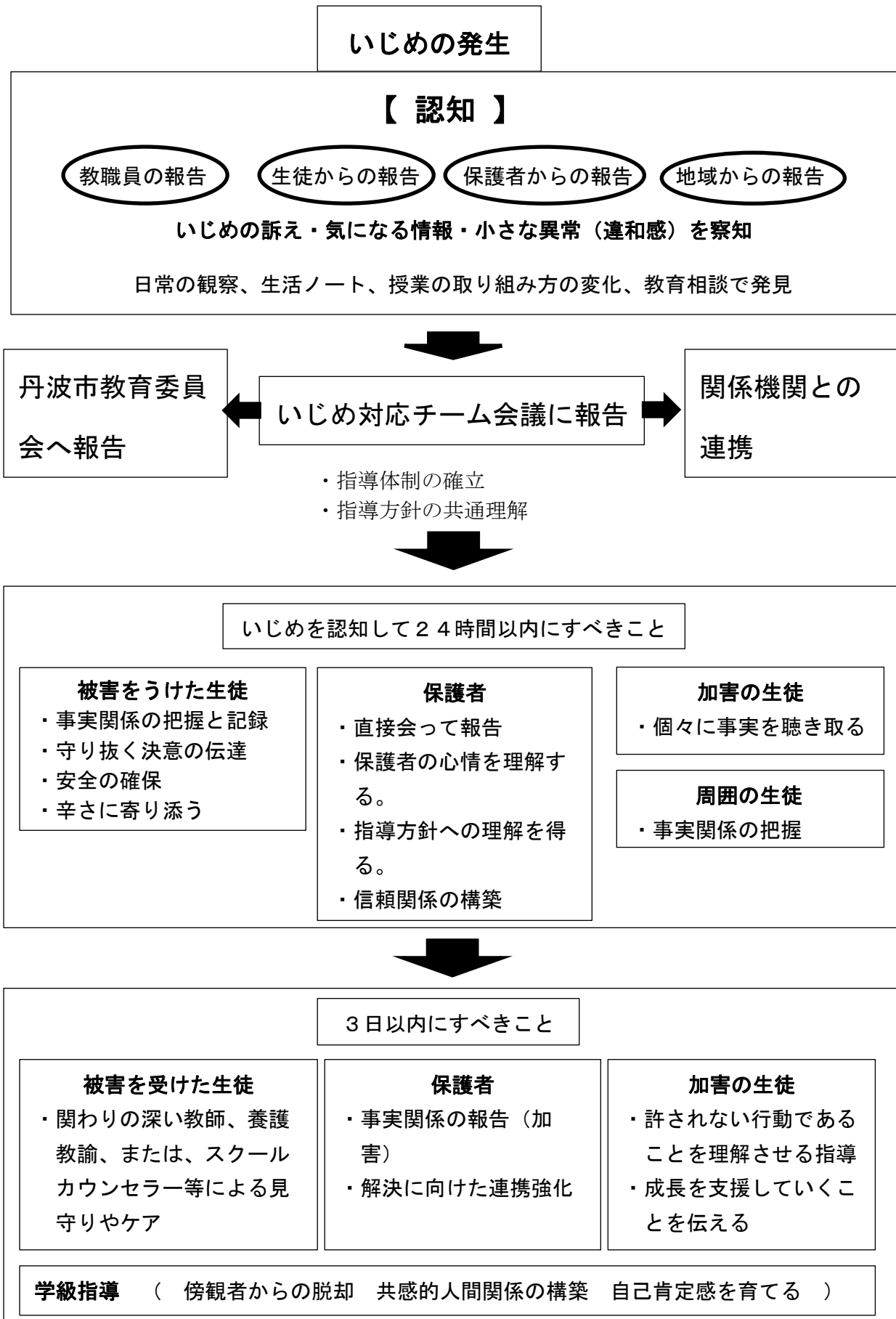
- ①生徒の携帯電話、スマートフォン、PC等の使用については、保護者の責任及び監督下で行われるよう協力を呼びかける。
- ②掲示板等への書き込み等については、校外（家庭等）で行われることが多いことから、学年初めのPTA総会時に保護者への啓発活動を行う。

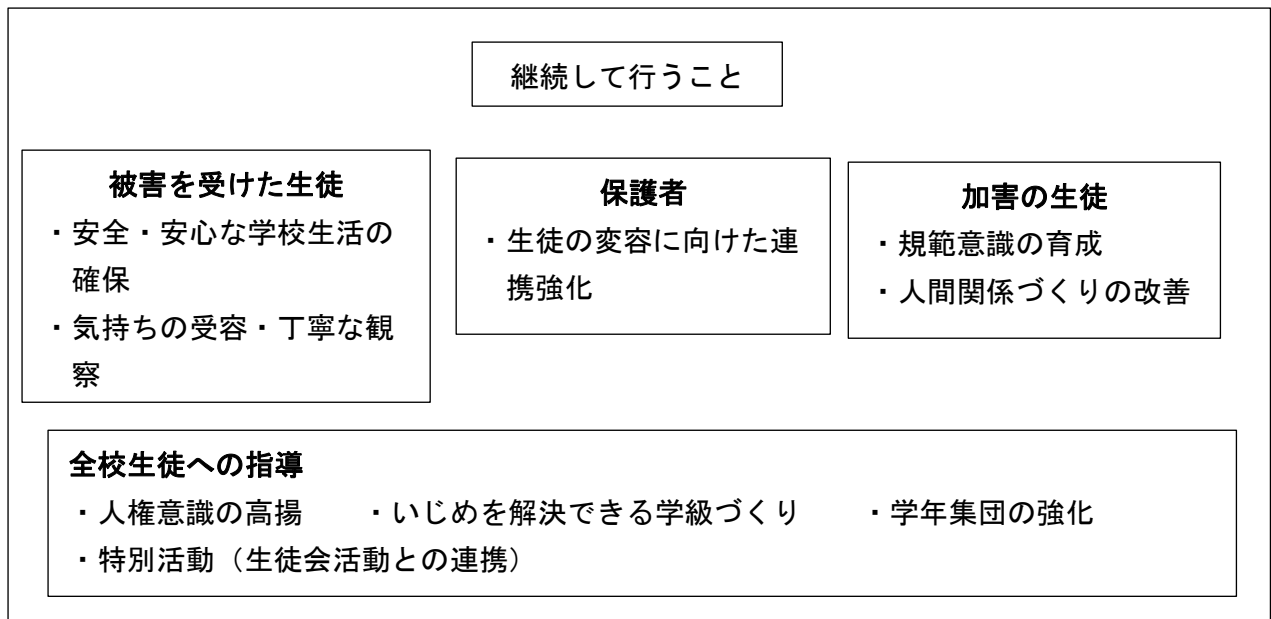
(3) 発生時の対応について

- ①丹波市教育委員会・警察・サーバー管理会社等、関係機関との連携を密にし、すみやかに現況の回復がなされるよう努める。
- ②被害生徒・保護者への支援及び加害生徒・保護者への指導を十分に行うとともに、事案の推移については特に継続的に注視し、再発防止に万全を尽くす。

#### 4 いじめを認知した時の基本的な対応

いじめを発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で情報を持ち、または対応をしようとせず、速やかに組織的に対応を行い、被害生徒を守り、加害生徒に対してはその人格の成長を目的として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導、支援を行う。





いじめの未然防止に向けて取り組む

## 5 資料の保管

- (1) いじめに関するアンケートの回答用紙については、実施方法（記名、無記名、持ち帰り等）に関わらず、実物を対象生徒が卒業するまで学校が保管する。
- (2) 回答をとりまとめた文章やいじめについて聞き取った記録等は、その年度の終わりから5年間、学校が保管する。
- (3) いじめの重大事態に関する資料等は、発生した年度終わりから10年間、学校が保管する。
- (4) 保管年限が過ぎた資料については、丹波市立小学校及び中学校における文書取扱要綱に基づいて破棄する。

## 6 その他

「丹波市立山南中学校いじめ防止等のための基本的な方針」は実情に応じて見直しを行い、必要があると認められるときはその結果に基づいて必要な処置を講じる。

- ・いじめが起こった場合の組織的対応の流れ（別添①）
- ・重大事態が起こった場合の組織的対応の流れ（別添②）